

論 文

学校における所持品検査の合憲性

— Safford Unified School District #1, et al. v. Redding —

福 岡 久美子

同志社女子大学
現代社会学部・社会システム学科
准教授

Constitutional Validity of Possession Searches in School

Kumiko Fukuoka

Department of Social System Studies, Faculty of Contemporary Social Studies,
Doshisha Women's College of Liberal Arts,
Associate Professor

はじめに

アメリカ合衆国において、1990年代に薬物の服用や銃の使用が深刻な問題となり、その後もおさまる様子はみられない。そのため、公立学校においても、銃や薬物等の携帯を懸念して、所持品・身体検査が行われる傾向にある。

学校においても生徒は人権を保障されており、人権を侵害するような検査を行うことはできない。しかし、生徒の薬物所持を疑って行われた所持品検査に関する *New Jersey v. T.L.O.*¹ において、連邦最高裁判所は、一般に適用される、法律に違反したもしくは違反していると信じるのに相当の理由を要するという「相当の理由」基準ではなく、「合理的な嫌疑」の基準を採用した。すなわち、着手時に、生徒が法律や校則に違反したか、もしくは違反していると検査によって明らかになると疑う合理的な理由があり、かつ、採られた手段が検査の目的物に合理的に関係し、生徒の年齢や性別、違反行為の性質に照らして過度に侵害的でなければ許されるという基準である。

T.L.O. 判決以降、現在までの生徒の所持品・身体検査をめぐる判例・学説の動向を検討する一連の流れにおいて、本稿では、脱衣検査が問題となった *Safford Unified School District #1, et al. v. Redding*² を取り上げる。まず、第1章で、*Safford* 判決について、事実の概要・判旨を、比較的、詳細に取り上げ、第2章で T.L.O. 判決をはじめ一連の最高裁判決と関連づけながら、判断基準、脱衣検査

等について検討を図ることとする。

第1章 Safford Unified School District #1,
et al. v. Redding

〈事実の概要〉

Safford Middle School は、許可なしに学校において薬の医療以外の使用、所持を厳格に禁じている。13歳の *Savana Redding* は、副校長 *Wilson* に呼び出され、ナイフ、ライター、たばこなどの入った手帳を見せられたが、数日前に手帳を友達 *Marissa* に貸したので、それらは自分の物ではないと主張した。さらに、副校長は、学校に許可なくして持って来ることを禁じられている消炎鎮痛剤（処方箋が必要な400ミリグラムの白いイブプロフェン4錠、処方箋なしで購入できる青いナプロキセン1錠）を見せて、他の生徒達にも配っているという情報を話した。*Savana* は否定し、所持品検査に同意した。副校長は事務職員と一緒に彼女の鞆を調べたが何も見つからなかったので、事務職員に保健室で看護師とともに身体検査をするように指示した。彼女たちは、*Savana* がジャケットや靴下、パンツやTシャツを脱いだ後、ブラジャーをはずして振るように、また、アンダーパンツのゴム紐を引っ張るように命じたため、彼女の胸と腰のあたりが少し露出した。しかし、問題のピルは発見されなかった。

Savana の母親は学校区 (*Safford Unified School District*

#1)、副校長、事務職員、看護師に対して、脱衣検査が Savana の連邦憲法修正第4条に基づく権利を侵害したと主張して訴訟を提起した。被告は限定的免責 (qualified immunity) を抗弁に略式判決 (summary judgement) を申し立てた。

地裁は、修正4条違反ではないとして被告の請求を認め、第9巡回区控訴裁判所の陪審員も認めた³。しかし、全員法廷で再審理されることとなり、第9巡回区控訴裁判所は、本件脱衣検査が違憲であると認めたとはいえず、事務職員と看護師には免責の判断を維持し、学校区と副校長については免責を認めなかった⁴。

脱衣検査は、New Jersey v. T.L.O.において確立した、学校職員による子どもの検査の修正4条テストの下で正当ではない⁵。T.L.O. 連邦最高裁判決は、生徒の検査には、「相当の理由」(probable cause) まで必要とせず合理性の基準が適用されるとした⁶。すなわち、「合理的な嫌疑」基準の下、適用された手段が検査の目的に関係し、生徒の年齢や性別、違反の性質に照らして過度に侵害的でなければ、学校による検査は許される⁷。そして、限定的免責のためのテストを適用し、Savana の権利が検査の時に明確に確立していたと認められた⁸。

Wilson 副校長は、靴や上着の検査を正当化するための十分な疑いを有する。1週間前、生徒 Jordan が校長と副校長に、生徒達が薬や武器を学校に持って来ていること、錠剤で体調が悪いことを話した。検査の日、Jordan は Marissa からもらったと言って副校長に錠剤を渡した。Marissa は副校長と事務職員 Romeo に靴やポケットを見せ、錠剤は Savana にももらったと言った。事務職員と看護師 Schwallier による Marissa の下着検査の結果、錠剤が発見されなかったため Savana を呼んだ。Savana や Marissa は学校ダンスの時に尋常でないほど騒々しかった集団の一員で、トイレで酒やたばこが発見された。Jordan は、ダンスの前に、酒が振る舞われた Savana の家でのパーティに出席したと言った。これらの事実から、錠剤は Savana からもらったものであるという Marissa の言葉は、Savana が錠剤配布に関わっているという嫌疑を証明するのに十分妥当である。店頭販売の錠剤供与の合理的な疑いのある生徒が、靴の中か身につけて持ち歩いていると疑うことは合理的である。Savana の靴や上着の検査は過度に侵害的であるということはない。しかし、検査の程度は嫌疑の程度に見合っていないなければならない。脱衣検査が許されるほど、学校の禁制品である鎮痛剤が危険なわけではなく、ピルが大量に配られたとか、大量に持っているとか、

下着に隠しているといった強い嫌疑もないとした。

よって、本件脱衣検査は Savana の修正4条に基づく権利を侵害するとしうえで、事務職員と看護師については、独立して意思決定をしていないため、限定的免責を認めた。

連邦最高裁の判旨

連邦最高裁はサーシオレイライ (certiorari) を認め、原審の一部破棄、一部認容した。脱衣検査は Savana の修正4条に基づく権利を侵害したけれども、副校長 Wilson、事務職員 Romeo、看護師 Schwallier は限定的免責 (qualified immunity) によって責任を免れるとした。

〈スーター判事による法廷意見〉

I 略 (事実の概要)

II 修正4条の「不合理な搜索及び逮捕・押収に対してその身体……所有物が保障されるという市民の権利」によると、法執行職員が検査するには「相当の理由」(probable cause) を必要とする。他方、学校においては、検査を正当化するのに必要な不法行為の嫌疑の基準が緩和される⁹。すなわち、学校職員による生徒の検査の合憲性については、「合理的な嫌疑」(reasonable suspicion) の基準が適用され、検査を受ける生徒が法律または校則に違反したか、あるいは、この検査によって違反したという証拠が得られるという合理的な嫌疑が必要である。そして、その手段が検査の目的に合理的に関係し、生徒の年齢・性別、違反行為の性質に照らして過度に侵害的でない限り許容される¹⁰。「相当の理由」の下では、犯罪行為の証拠を発見する「公平な蓋然性」(fair probability) または「実質的な機会」(substantial chance) が要求される。他方、「合理的な嫌疑」の下では、非行の証拠を発見するための「適度の機会」(moderate chance) が必要である¹¹。

III 学校は、校内で「委員会の方針に従って、学校で使用のための許可が認められたもの以外の処方箋による、あるいは、処方箋によらない薬物」¹²を含む、薬物の医療以外の使用、所持、販売を禁じている。Savana が検査される1週間前、別の生徒 Jordan が校長と副校長 Wilson に、ある生徒が学校に薬と武器を持って来ていること、同級生からもらった錠剤を服用して気分が悪くなったことを話した。そして、白い錠剤 (処方箋でのみ購入できるイブプロフェン) を渡して、Marissa からもらったと言った。また、生徒達が昼食時にピルを服用する計画をしていると話した。Marissa の担任教師は副校

長に禁止品が入った手帳を渡した。副校長室で副校長と事務職員が Marissa を検査したところ、ポケットから青い錠剤 1 錠、白い錠剤数錠、カミソリが見つかった。Marissa は Savana Redding から白い錠剤をもらったときに青い錠剤が紛れ込んだようだと口を付けた。副校長は手帳や内容について質問したが、Marissa に知らないかと否定され、それ以上は尋ねなかった。事務職員と看護師によってブラやショーツの中まで調べられたが、それ以外の錠剤は発見されなかった。

Savana は禁止品については知らなかったと否定し、また、手帳については自分の物であることは認めたが、Marissa に貸したと主張した。しかし、Savana や Marissa は 8 月の学校ダンスパーティの時に異常なほど騒々しい集団の一員だった（そのとき女子トイレで酒やたばこが発見された）。Jordan がダンスの前に、酒が振る舞われた Savana の家でのパーティに出席したと校長に話したことを、副校長は知っていたため、少女達と禁止品を関連づける理由があった。錠剤が Savana からもらったものであるという Marissa の言葉は、Savana が錠剤配布に関わっているという疑いを保証するのに十分妥当である。副校長は Savana を呼んで所持品及び身体検査をしたが、Savana の嫌疑は鞆や上着の検査を正当化するのに十分である。もし、生徒が禁止品のピルの配布を合理的に疑われるなら、その所持もまた合理的に疑われる。副校長の合理的な嫌疑が上着や鞆の検査を支持すると理解されないなら、いかなる検査も正当化されないことになる。よって、Savana の鞆や上着を検査することは、過度に侵害的ではない¹³。

Savana は、副校長が下着をひっぱるよう命じた検査が憲法上不合理であると主張した。事務職員と看護師は下着検査の間、何も見なかったと主張するが、脱衣検査と修正 4 条の内容は示されていない。2 人の職員に胸や腰部が見えるような検査をするためには、プライバシーの主観的および合理的社会的期待は、上着や所持品の検査を超えた権力行使を正当化する要件が必要である¹⁴。

このような検査に対する Savana のプライバシーの主観的期待は、恥ずかしい、怖い、屈辱的であるといった彼女の言葉に表れている。学校の他の状況で裸になったり服を脱ぐのとは明らかに異なる。体育のときの着替えはプレイの準備である。もちろん、検査が侮辱的だから違法だというわけではないが、T.L.O. 判決で示された合理性の基準、すなわち、実際に行われた検査が着手時に侵害を正当化する状況の範囲に合理的に関連しなければ

ならない¹⁵。生徒の年齢、性別、違反行為の性質に照らして過度に侵害的でなければ、合理的な範囲であると許される¹⁶。

当該事件において、疑惑の内容は侵害の程度にあてはまらない。副校長は、ピルは普通の鎮痛剤であり、探している錠剤の性質も危険性の乏しさも知っていたはずである。大量の薬がばらまかれているとか、特定の学生が大量の錠剤を所持しているとか、副校長が疑うに足りる理由はなかった。副校長は Savana が下着に隠していると疑うこともできなかった。被告は、生徒は禁止品を下着の中に隠すものと主張している。しかし、検査が過度に侵害的なので、一般的な正当性では不十分である。また、Safford Middle School の学生には下着の中にそのような物を隠す習慣は一般にはない。Jordan も Marissa も Savana がそんなことをしていると示唆していないし、Marissa の下着検査でも発見されなかった¹⁷。

両親は子ども達を危険から守るために過剰に反応するが、学校職員達も同様である。裁判所は教育者の裁量に敬意を払うけれども、彼らの検査に対しては、修正 4 条による制限がある。T.L.O. 判決は学校による検査を危険の合理的な嫌疑がある場合に限定した。鞆や着衣の検査から脱衣検査にすすむためには飛躍的な悪事性の証拠が必要である¹⁸。

IV 学校職員による生徒の検査は、「明確に修正 4 条違反だと示す場合でなければ、限定的免責が認められる。」¹⁹ しかしながら、問題となっている行為自体が違法である²⁰。「生徒の年齢や性別に照らして過度に侵害的であってはいけない」（T.L.O. 判決²¹）。当該事件において、脱衣検査は正当化されない²²。

多くの裁判官は、第 9 巡回区控訴裁判所判決のように T.L.O. 判決を解釈した²³。限定的免責を認めた控訴審判決も存する²⁴。当該事件において、見解の違いは学校職員に免責を認めるのに十分である²⁵。

V Savana Redding の脱衣検査は不合理であり修正 4 条違反であるが、副校長、事務職員、看護師は限定的免責により責任を免れる。しかし、学校区については限定的免責は適用されない²⁶。

〈スティーブン判事による一部同意・一部反対意見（ギンスバーグ判事同意）〉

T.L.O. 判決において、最高裁判所は、学校職員が生徒を検査する合理性を決めるために 2 分枝の質問をたてた。まず、「生徒が法律または学校の規則に違反した、または違

反しているという証拠が検査によって明らかになる合理的な根拠」があれば、検査は着手の時に正当である。第2に、適用される「手段が検査の目的に合理的に関係し、生徒の年齢や性別、違反の性質に照らして、過度に侵害的でないときに」²⁷、検査はその範囲において許されるべきである。最高裁はこの基本的な枠組みを変更していない。T.L.O. 判決に基づく、下着に薬を隠しているかもしれないという根拠のない嫌疑に基づいて行われた13歳の生徒の脱衣検査は違憲である。本件における脱衣検査はT.L.O. 事件における生徒の鞆の検査よりも、侵害的であり正当化されない。法廷意見は限定的な免責を認めるが、原審に同意し、副校長には限定的な免責を認めるべきではない²⁸。

限定的な免責を認めるか否かの判断をめぐって、裁判所間には「見解の相違」がある²⁹。当該事件において、新しい憲法上の道は何も示していない。我々は、Savana Redding に対する脱衣検査が、T.L.O. 判決の下で許されないか決めるだけである。法律の境界は元のままである。

控訴裁判所は学校職員の限定的な免責を拒否した。副校長に限定的な免責を認めたという点についてのみ、法廷意見に反対する³⁰。

〈ギンスバーグ判事による一部同意・一部反対意見〉

被告は、Savana Redding が下着に錠剤を隠していると疑う根拠もないのに脱衣検査を行った。そのうえ、検査後も帰さず、2時間以上も副校長室の外の椅子に座らせ、両親にも連絡しなかった。権力の濫用は免責されるべきではない。T.L.O. 事件では、教師はトイレでタバコを吸っている生徒を発見し、鞆を検査しただけであった。Savana の年齢・性別、侵害行為の性質に照らして、副校長の命令は虐待的であり合理性は肯定されない³¹。

〈トーマス判事による一部結果同意・一部反対意見〉

学校職員を免責とした法廷意見には賛成するが、そもそもSavana に対する検査は修正4条違反ではないと考える。学校職員は学校の秩序を維持し生徒の健康と安全を保障するために、権限が付与されている。

I 修正4条により搜索・押収は常に合理的でなければならないが、合理的かどうかは搜索が行われる場所による³²。公立学校の生徒も修正4条の権利を有するが、学校が生徒達に対して保護の責任を負うことを無視できない。連邦最高裁は、「教室で秩序を維持することは簡単ではなかったが、最近、学校の無秩序はしばしば特にひどくなっている。薬物使用や暴行が重要な社会問題に

なっている」と述べている³³。

学校職員は生徒達を保護し、修正4条の下、「秩序と適切な教育環境を」維持する広い権限を有する³⁴。学校職員は、大人であれば許される行為であっても、生徒達には規制することができる。

A Savana が禁止されている薬を所持していると疑う合理的な根拠があれば、教師による学生の検査は正当化されるが、合理的な嫌疑は確実になくても可能性があればいい。警察官同様、学校職員にも特別な訓練と学校習慣の慣れに照らして状況を評価する資格がある。

学校の薬物乱用問題は改善されていない。女子トイレから酒やタバコが見つかり、Savana や Marissa を含む学生のグループからアルコールのにおいがし、Savana が酒を出したパーティを催したという話も聞かれた。ナイフ、ライター、タバコなどを持ってきている学生もいる。これらのことからSavana の検査を正当化する。

B Savana が違反して薬を所持しているという合理的な嫌疑は、錠剤が隠されている可能性がある範囲にまで広げて検査することを正当化する。検査は修正4条違反ではない。

II 当該事件において不合理な検査だと宣言することによって、すべての薬物を平等に扱う学校政策を侵害し、学校職員による迅速な懲戒決定を批判し、アメリカの公立学校制度の管理を生徒に任せただけになる。

公立学校制度の初期の頃、裁判所は、服従を命じ、頑固さを管理し、勤勉を刺激し、悪事を矯正するために、教師に両親の権威を任せる *in loco parentis* (親の代わりに) の理論を適用した³⁵。もし、両親が教師に、しつこくし秩序を維持する権限を委任するというコモンローの理念が、当該事件で適用されるなら、Savana に対する検査は許容される。両親ならば、子どもや子どもの所持品を検査しても修正4条違反ではない³⁶。両親がこのような検査に同意を与えることによって、子どもが反対しても第三者による子どもの検査を権威づけることができる³⁷。しかしながら、*in loco parentis* のコモンロー論を復活しても、学校がまったくどのような規則を課してもいいということにはならない。両親と地方公務員が、過度に厳しい校則または無分別な方法での規則の執行をあえて行うこともありえよう³⁸。

議論のある学校政策を民主主義の過程によって変える地方の努力は、多くの場合、成功している。公立学校政策を実行し改良する仕事は、裁判所の機能を超えている。

両親、教師、学校管理者、地方の政治家、州公務員の方が、裁判官よりも、学校職員による捜査を適切に制限するかどうか決めるのにより適している。学校における秩序、訓練、安全の維持は、憲法の領域ではない³⁹。

Ⅲ 最高裁は、学校職員が生徒にとって深刻な危険があると信じる薬物の検査を行う権限を制限した。多数説によると、in loco parentis 論が回復すれば、裁判官は公立学校の管理から手を引くよう求められる。教師は、「規則を制定し、命令し、違反を罰する」ことによって、「生徒を管理し、怠惰を活気づけ、なまけに拍車をかけ、衝動をおさえ、頑固を管理する」⁴⁰。裁判所が、学校でどのような行為が許されるべきか決めることによって、生徒の安全性を低下させ、学校職員や地方公務員の権威を損なうことになる。検査は修正4条違反であるという法廷意見に反対する。

第2章 検 討⁴¹

第1節 「合理的な嫌疑」基準⁴²

(1) 「合理的な嫌疑」と「相当の理由」

T.L.O. 判決とそれ以降の判決は、「学校による生徒の検査が合法か否か決めるのに合理的な嫌疑の基準を使用した」⁴³。着手時において正当（第1分枝）-検査を受ける生徒が法律または校則に違反したという合理的な嫌疑、または、この検査によって違反の証拠が得られるという合理的な嫌疑があること-で、そして、適用された手段が検査の目的に合理的に関係し、生徒の年齢・性別、及び、違反行為の性質に照らして過度に侵害的でない場合（第2分枝）には許されるとした⁴⁴。

この第1分枝に関わる「合理的な嫌疑」基準は一義的なものではなく、曖昧だという批判が存する。なぜなら、「合理性に基づく判断は、事案の事実関係に依存するところが大きい」からである⁴⁵。下級裁判所は、T.L.O. 判決以降、公立学校教職員による検査に制限を設けようとしてきたが⁴⁶、「合理的な嫌疑」基準を特定の事実に適用する方法が異なっていたため、結果がさまざまであり、生徒の修正4条の権利は不明確であったと主張されている⁴⁷。

本件 Redding 事件において、検査を正当化するのに必要な認識の信頼性のレベルも問題となっている。連邦最高裁は、T.L.O. 判決で「合理的な嫌疑」基準が適用されたことを示しながら、一連の「相当の理由」事件にも注意を向けて、「合理的な嫌疑」を示した⁴⁸。①女子生徒の脱衣検査に、プライバシーの主観的期待、すなわち、当惑・恐

怖・恥辱を認めた。②その期待が修正4条の合理性の要件に合うか判断するために、プライバシーの主観的期待を審査して、脱衣検査に関する学校政策の文脈において、プライバシーの主観的期待の合理性を形成した。上記2つの要件が満たされた場合、すなわち、生徒がプライバシーの主観的期待を有し、その期待が合理的な場合に、「合理的な嫌疑」のテストが必要となる⁴⁹。このステップは T.L.O. 判決で築かれた合理性論から直接つながっている⁵⁰。検査の範囲は、生徒の年齢と性別、違反行為の性質に照らして過度に侵害的でないときに合理的となる⁵¹。

Redding 事件においては、嫌疑の内容が侵害の程度に合わない判断された。学校職員が学生の所持を疑っているピルは、処方箋なしで買える一般の鎮痛剤であり、限定的な恐れ・危険に過ぎないと知っていたからである。学校職員による検査を正当化する「非行の証拠を発見する適切な機会」基準⁵²が新しく示されたが、職員は生徒の下着に対する過度に侵害的な検査を正当化することはできなかった。生徒は禁止品を衣服の下に隠すものであるという考えから、このような過度の検査をしたが、嫌疑を増加させる他の事実もなく、単に一般的な可能性では脱衣検査を正当化するには不十分であり、脱衣検査をするには個別の嫌疑が必要である⁵³。このように、Redding 判決は T.L.O. 基準を単純に繰り返すだけではなかった。「相当の理由」基準と比較することによって「合理的な嫌疑」基準に力を与えた⁵⁴。

(2) 「合理的な嫌疑」基準は固定的ではない

Redding 判決の多数意見は、学校検査の範囲に関する T.L.O. 基準を明確にした。スーター裁判官は、学校検査の文脈において「合理的な嫌疑」が固定的ではなく変化すること、脱衣検査を支える事実上の属性は、より侵害的でない検査を支えるために必要とされるものより大きくなければならないことを知っていた。検査は「着手時に妨害を正当化する状況の範囲に合理的に関連しなければならない」としたうえで、当該事件において、嫌疑の内容は侵害の程度に合っていないとした⁵⁵。すなわち、侵害の深刻さを認め、学校は脱衣検査を正当化するための十分な事実を有していないと結論づけた。なぜなら、探している物の「性質と限定的恐れ」が不十分であるから、また、探している物が、検査の時に、生徒の身につけている、または下着に隠されていると疑う情報もないからである。もし、検査がもっと危険なものを発見するためであったなら、もっと低い事実的根拠でも十分であろう⁵⁶。

さらに、Redding 判決は「合理的な嫌疑」に基づく検査

の範囲を適切にした。「相当の理由」に基づく検査は、人または物の完全な検査（脱衣検査であれ）を許す。なぜなら、検査の範囲は探している物が隠されている場所に及ぶからである。他方、学校においては、安全な教育環境を確保するという特別な必要があるため、より緩やかな「合理的な嫌疑」が「相当の理由」に代わって用いられる⁵⁷。しかし、学校において低い基準の嫌疑に基づく検査は、「相当の理由」に基づいて許されるのと同じほど広い検査を自動的に支持するというには必ずしもならない⁵⁸。脱衣検査を正当化する「合理的な嫌疑」は、生徒の上着や所持品の検査を正当化する「合理的な嫌疑」と同じではない。より侵害的な検査を行う事実的な根拠、その物が検査する場所にあると信じる合理的な理由がなければならない。

この限界は T.L.O. 判決からの公平な結論であるが、T.L.O. 事件では鞆のみの検査であったため、連邦最高裁は脱衣検査については完全には示さなかったことになる。ただ、T.L.O. 判決において、スティーブン裁判官は、より低い「合理的な嫌疑」基準が、脱衣検査のようなプライバシー権をより侵害する場合を正当化するのに使われることになるのではと恐れた⁵⁹。また、法廷意見が、生徒が法律または校則を破ったまたは破っている証拠を検査によって見つけられると推測する合理的な根拠がある場合には、検査は正当であるとしたため、些細な規則違反でも含まれることになるのではと懸念した⁶⁰。

第2節 脱衣検査

(1) Redding 判決と T.L.O. 判決

Redding 事件において、法廷意見は T.L.O. 判決に基づいて「危険性」と「合理的な範囲」の基準を適用し、着手時において正当（第1分枝）だが、合理的な範囲を超えた侵害（第2分枝）であるため、違憲であると判断した。ただ、最終的に脱衣検査を行うまでの一連の検査と考えたのか、鞆・上着検査と脱衣検査の2つの区別される検査から成ると考えたのかについては、必ずしも明確ではないと指摘されている⁶¹。

1つの検査の事例と考える説（A説）は、「危険性」と「下着の中」両方の要件が、生徒の検査を T.L.O. 判決の第2分枝である「合理的な範囲」に限定する。Redding 事件の検査は、上着や鞆の検査に合理的な嫌疑を与える証拠により、着手の時点では正当化されるので、T.L.O. 判決の第1分枝については言及しない。はじめは正当であるが、増加する侵害が合理的な範囲を超えると違憲となると主張する⁶²。

しかし、Redding 事件を1つの検査の事例と見ることと、脱衣検査は正当性の独特な要件を求める別個の検査であるという裁判所の見解⁶³と一致するのは困難である。そのため、最高裁は2つの検査と考えている（B説）と推測される。その場合、Redding 事件の鞆・上着検査と脱衣検査は、それぞれ T.L.O. テストの2つの分枝を満たすように求められる⁶⁴。以下に主張されている諸説を紹介する。

B₁. Redding 判決の「危険性」の要件を T.L.O. 判決の「違反行為の性質」（nature of the infraction）考察の一面とみる説

脱衣検査を別個の検査として分析する場合、Redding 事件の「危険性の嫌疑」は、概念上、T.L.O. 判決の第2分枝に基づく「違反行為の性質」考察の働きと考える。そのため、違反行為が深刻で教育環境に与える危険が大きければ、それだけ教職員の検査も広がる⁶⁵。Redding 判決において、トーマス裁判官は、学校規則の相対的重要性、学校の危険性の予測が、T.L.O. 判決の「違反行為の性質」を導く時、それを決定するのは裁判所ではなくて教育者であると指摘した。Redding 事件において脱衣検査を支える教育利益の強さを最小限にすると、裁判所自身が、校則で禁じられた特定の薬物によって教育環境にもたらされる危険性の評価を行ったことになる⁶⁶。

この説に対して、次のような指摘が存在する。もし、危険性の分析が T.L.O. 判決の「違反行為の性質」の下でなされるなら、裁判所の従来の方針、すなわち危険性の評価を学校に委ねていた方針を変更したのだろうか。それとも、脱衣検査における合理的な範囲分析には例外的に許されるのか。Redding 事件の「危険性」要件は T.L.O. 事件における検査範囲の機能ではなく、新しい分析の部分は T.L.O. 事件にはなかった脱衣検査に限定されるのか⁶⁷。これらの点が明らかにされていないと批判されている。

B₂. 「危険性」と「下着の中」の要件を、着手時において脱衣検査を正当化するものとみる説

Redding 判決は上着・鞆検査と脱衣検査を修正4条に基づく権利に対する2つの異なる侵害と考えており、T.L.O. 基準は両方に言及しているとしたうえで、「危険性」と「下着の中」両方の要件を検査の着手時に限定して見るとは可能であるとする。この見解によると、Redding 判決は、脱衣検査は着手の時点で正当ではないと判断したことになり、第2の論点である「範囲の合理性」に移る必要がないことになる。

しかし、教育環境に対する危険性の合理的な嫌疑、または（あるいは及び）、生徒が証拠を服の下に隠していると

いう合理的な嫌疑の事件においては、脱衣検査は、修正4条で許容される検査範囲を超えたことによって違憲となるだろう⁶⁸。着手時において違憲となる事例は、例えば、異性の教職員による脱衣検査、多くの教職員や他の生徒達の面前での脱衣検査、合理的に物が隠されていないと思われる体の部分を検査することなどである⁶⁹。

B₃. Redding 判決を T.L.O. 判決とは関係のないものとみる説

Redding 判決は T.L.O. 基準を脱衣検査に拡大したとみる説もあるが、Redding 判決は T.L.O. 基準を直接適用せず、T.L.O. 判決の範疇を2つの要件アプローチに差し替えたと解する。この説によると、Redding 判決の1つまたは両方の要件（裁判所が要件を分離あるいは合同とみるかどうかによる）を満たす検査は、生徒の年齢・性別、行為のタイプを考慮に入れて検査の範囲を検討する T.L.O. 判決の要件を満たさなくても、合憲であることになる⁷⁰。

もし、Redding 事件が1つの検査の事例ならば（A説）、Redding 判決の要件を満たせば必然的に T.L.O. 判決の範囲を満たすことになるのか。もし、1つの検査でなければ（B説）、T.L.O. 判決の「生徒の年齢と性別、違反行為の性質」要件は分析にどう関わるのか。Redding 判決が上着・鞆検査と脱衣検査を区別するなら、T.L.O. 判決は脱衣検査にどう関わるのか。T.L.O. 基準を適用すれば、Redding 判決の2つの要件——危険性の合理的な嫌疑および（又は）体に非行の証拠が隠されているという合理的な嫌疑——を T.L.O. 判決の2つの分枝に関連づけるのは何か。着手時に脱衣検査を正当化するためには、Redding 判決の上記の要件の1つで十分か、両方必要か。もし、脱衣検査が Redding 判決の要件のみで統制されるなら、1つまたは両方の要件を満たす検査は合憲であるのか⁷¹。これらの疑問に関しては、Redding 判決においてまだ明らかにされていない。

(2) Redding 事件

Redding 事件の要件等について、以下に検討する。

① 「危険性」の要件

連邦最高裁は早い時期に学校における薬物の害悪を理解し⁷²、教育者に広範囲の検査を認めたが⁷³、具体的には不明確な点が多い。Redding 事件は、違法な薬物所持が脱衣検査を正当化するほど十分危険であるかという、未回答の争点を有した。連邦最高裁は、問題のピルによる恐怖は脱衣検査を正当化するほど「危険」ではないと判断したが、

次のように必ずしも明確ではない。

最高裁は、大量の薬の嫌疑ならば十分であると想定すること以外に⁷⁴、危険性の要件の説明をしなかった。大量の基準は何か。1人の生徒がすべて摂取すれば危険な過量投与になる量のピルか否かで、大量さを構成するのだろうか。Redding 事件において、ピルの量は危険を構成するには不十分であるとしたが、おそらく、もっと危険な薬なら、少量、一錠であっても脱衣検査も正当化するであろう。しかし、もしそうなら、教員にさまざまな薬の危険性を評価させることになるが、教員に薬理学者の役割を課すことは非現実的であるとして、裁判所は拒否した⁷⁵。また、何に対する危険なのかについても明確に言及されていない。すなわち、危険性の要件が、検査される特定の生徒に対する害悪の危険のみを意味するのか、他の生徒に対する害悪も含めるのか、広く教育環境に対する害悪も含めるのか、述べられていない。

その他にも、例えば、マリファナ紙巻きタバコ1本の場合、脱衣検査を正当化するのに十分危険か。そうでなければ、複数本ならどうか、そして、それは何本か。メタンフェタミン、コカインではどうか。薬物以外の武器ではどうか。密輸品ではどうか。生徒個人、教育環境も保護するために危険性理論を使うなら、わいせつ又はポルノ写真、ヘイトスピーチ文学を服の下に隠している場合はどうか。性犯罪を防ぐために携帯電話の所持を禁ずるのは、危険だからと言えるのか。教師や他の生徒から盗んだものはどうか。教育環境に対する将来の危険、過去の攻撃の証拠の検査はどうか。等々、具体的な場合が挙げられる⁷⁶。

② 「下着の中」要件

脱衣検査の合憲性を評価する際、非行の証拠を下着に隠していると合理的に疑われるかが問題となる。しかし、適切な嫌疑を構成するものは何かについては、やはり詳細には説明されていない。上述のように、連邦最高裁は、必要な証拠の質または量についてほとんどヒントを与えていないが、嫌疑の理由が必要である⁷⁷。

Redding 判決は脱衣検査の許容性を判断するには役立つが、脱衣検査の合憲性を評価するための指針をほとんど示していない。例えば、女生徒の同意のない脱衣検査は、学校職員が性的虐待の被害者ではないかと疑い、その証拠を得るためなら許容されるのか⁷⁸。それとも、脱衣検査は、生徒が校則等に対する違反の証拠を隠すのに下着を使う場合にのみ許されるのか。

T.L.O. 事件におけるアプローチとは異なり、Redding 判

決は、個別の嫌疑がない場合に脱衣検査が正当化されるか述べていない。このような嫌疑は、T.L.O. 判決以後 Redding 判決以前の学校検査事例である、Acton 判決または Earls 判決においては要求されなかった。脱衣検査の「範疇的に明確な」内容が、合憲性の必要条件として個別的な嫌疑を求めるのか明らかではない⁷⁹。

司法の教育政策への介入を抑えるため、脱衣検査の憲法上の評価から「危険性」の考察を取り除き、「下着の中」の要件のみにするという見解もありうる。これによると、生徒が下着に禁止品を隠していると学校職員が信じる特別な理由を求めることが、有効な脱衣検査に必要な入り口であり、その範囲は T.L.O. 判決に基づき生徒の性別と年齢によることになる。しかし、例えば、生徒が爆発物を持ってきており、その日に学校で爆発させるつもりであるという情報を得たが、特定の生徒が爆発物を下着に隠しているという情報がない場合、上記の考えによると、学校職員は脱衣検査をすることはできず、生徒の生命を守るのに必要な行為をとることが禁止されることになる⁸⁰。

③ 「より過激でない他の選びうる手段」

修正 4 条判決を通して、連邦最高裁は搜索や押収が合憲か決める際に、「より過激でない他の選びうる手段 (less drastic alternatives)」アプローチを適用するのを一貫して拒否した。よって、もし、政策が、よりプライバシー利益に配慮した手段を採ることによって、法執行利益を達成したなら、選択された手段は最小の修正 4 条基準に合う限り支持されるだろう。「特定の政府行為の合理性は、必ずしも『より侵害的でない他の選びうる手段』になるとは限らない」⁸¹。Acton 事件において同様に、連邦最高裁は、学校では生徒の検査が合理的である限り、最も侵害的でない手段で行う必要はないと判断するのを学校職員に広く任せることを認めた⁸²。Earls 事件において、個別の嫌疑なく運動部員全員のテストをするという学校の選択の代わりに、薬物の個別の嫌疑で生徒を検査するという、より過激でない手段を求めるのを拒否した⁸³。

Redding 判決は、生徒の脱衣検査は他の検査とは「範疇的に異なる」と認めた。脱衣検査の文脈において、「より過激でない他の選びうる手段」を含む際に、最高裁判所が下級裁判所に同調する傾向にあると想像するのは妥当である⁸⁴。脱衣検査が Redding 判決の 2 つの要件の基準の下で許されるとすれば、「より過激でない他の選びうる手段」要求が関連するかもしれない。例えば、学校職員が、生徒が下着の中に危険な禁止品を隠していると合理的に疑

うならば、学生に完全な脱衣検査を要求できるのか、それとも、最初は、Redding 事件でとられたような、より過激でない部分的な脱衣検査にしないといけないのか。また、脱衣検査の前提条件として、「より過激でない他の選びうる手段」をとるよう求められるのか。例えば、学校職員が、武器が生徒の服の下に隠されていると合理的に疑う状況では、脱衣検査の前提として金属探知機が使われなければならないのか⁸⁵。

④ 個別の嫌疑

連邦最高裁は、学校による検査において、「個別の嫌疑」が合理的な嫌疑にとって必ずしも必要ではないとしてきた⁸⁶。しかしながら、「範疇的に異なる」脱衣検査に関しては、「個別の嫌疑」がないという理由で検査を無効にした多くの下級審判決に照らして、「個別の嫌疑」がもっと重要な役割をはたすと信じる理由がある⁸⁷。学校権力者が、歴史上、「個別の嫌疑」なく脱衣検査を定期的に多数の生徒に行ってきた事実を考えれば、連邦最高裁が検討するのは時間の問題だと言われてきた。脱衣検査は、個別検査を求めることによって、Acton 事件や Earls 事件で是認された検査とはかなり異なる。そのため、Redding 判決は、学校職員による個別でない脱衣検査の合憲性を判断するのに間違いなく役立つ。T.L.O. 判決の傍論や Acton 判決、Earls 判決に照らして、Redding 判決の沈黙は、脱衣検査には「個別の嫌疑」が必要条件ではないという印象をもたらすかもしれない。しかし、このような印象は事実上、間違いであり、生徒のプライバシー権は Redding 判決における警告的な傍論⁸⁸ によって保護されるだろう⁸⁹。

ちなみに、検査前の両親への通知は、両親が立ち会うことを許し、生徒の不安を改善するのに役立つであろう⁹⁰。

⑤ 年齢・性別要件

T.L.O. 事件において連邦最高裁判所は、生徒の検査が合理的か評価するのに関係する要件として、「生徒の年齢と性別」「違反行為の性質」を認定した⁹¹。Redding 事件において、違反行為の性質に関しては可能な説明を示したが⁹²、生徒の年齢・性別要件の意味には指針を与えていない。T.L.O. 基準を脱衣検査の合憲性判断に適用する際には、裁判所は年齢と性別要件の相対的重要性と意味を推測するよう求められる。

年齢と性別要件に意味を与える試みは、さまざまな解釈を示す。まず、年齢要件に関して、他の要件が同じなら、下級生は上級生よりも侵害的な検査から保護されるべきで

あると主張する者もいれば、上級生は下級生より、脱衣検査によって傷つきやすいので、より保護を受けるべきであると主張する者もいる。

次に、性別要件に関して最も一般的な理解は、生徒の性別だけでなく検査を行う人の性別にも着目し、異性による検査は同性による検査よりも侵害的と考える。また、生徒の性別要件は他の事実にも関係する。一般的に少年と少女では幾分異なる。例えば、女子は月経中かもしれないし、特に自分の体について気にするだろうから、女子の検査は男子の検査よりも侵害的であると考えられている⁹³。一般に、女子生徒がシャツやブラを脱ぐように要求されるときはいつでも適用されるが、男子生徒は検査の時に上半身を脱ぐことについてはあまり敏感には反応しない。しかし、少女よりも少年に対してあまり保護を与えないという一般法則は、特定の男子生徒の身体のイメージに対する敏感さを考慮していないという批判も存する⁹⁴。また、問題となっている禁止品を学校に持って来るのが、片方の性の生徒に多い場合、性別の要件はそのことにも関係し、禁止品を所持すると思われる性別の生徒の検査のために、入り口のハードルを低くすることを正当化する⁹⁵。

(3) 課 題

Redding 事件における厳しい基準は、少女がブラや下着を脱いで検査を受ける場合を想定しているようである。脱衣検査は「個別の嫌疑」に基づかなければならないという Redding 判決の方針に従って⁹⁶、脱衣検査は個別に内密に行われるべきであり、他の生徒達の面前で恥をかかされてはいけぬ⁹⁷。また、厳格な定義は、個人のプライバシー権と学校の安全性との間に重要なバランスを保つのに役立つ。すなわち、主張された基準は、危険な禁止品を探すときに上着を超えた検査をする柔軟性を学校職員に与える一方、生徒の憲法上の権利であるプライバシー権を保護する⁹⁸。

脱衣検査はプライバシー権の極端な侵害にあたるため、行うのは最も深刻な場合でなければならない。Redding 事件における不満足な調査は、侵害を正当化する適切な嫌疑を示すことができなかった。連邦最高裁は、学校職員はもっと深刻な場合にのみ脱衣検査をすることができると述べ、本件における脱衣検査を否定した⁹⁹。つまり、Redding 事件において連邦最高裁は、上着や鞆の検査から脱衣検査にすすむには、危険または下着に隠しているという「合理的な嫌疑」がなければならないとした¹⁰⁰。では、危険性の「合理的な嫌疑」に値するのはどのような場合か。

スター裁判官は、少量の処方箋の鎮痛剤なので、高い危険性の嫌疑はなかったと示した。もし、同じ強さの大量の薬だった場合、また、同量のより強い薬だった場合には、十分な危険に値するのか明確にはされていない¹⁰¹。

他の生徒からの情報が「合理的な嫌疑」を作り出せる程度も、解決されていない。Redding 事件においては、1人の生徒 Marissa の言葉によるところが大きい。生徒の言葉の信頼性を判断する際に、疑われた生徒の否定、学問的記録、過去の懲戒歴といった要件、他の特徴は考慮されるべきだろうか。

また、T.L.O. 判決でも Redding 判決でもふれられていないが、もし、検査が学校管理者ではなく、学校に配置された警察被雇用者のような職員によってなされたなら、基本的な分析はどの程度、変わるものであろうか。これに関して、下級審判決の中に、T.L.O. 事件を適用すべき場合に、このような職員が、学校職員の立場で検査を行ったのか、それとも、伝統的な修正4条が適用されるべき場合に、警察署の命令で事実上、警官として行動したかによると述べたものがある。前者の場合は「合理性の基準」(reasonableness standard)¹⁰²が、後者の場合は「相当性の理由」(probable cause)が適用されるとした¹⁰³。

連邦最高裁による合憲性判断に関連する考察は、明確であることが望ましい。T.L.O. 判決における生徒の年齢と性別要件の明確な理解が、判断の明確化に役立つだろう。しかし、Redding 判決では、「誰が見ていたか、どのように見たか」¹⁰⁴など、脱衣検査を定義することはなかった。2人の職員の面前で胸や大腿部が見える状態で検査が行われたという事実が問題となったが、法廷意見は、本件の胸や大腿部を見せる検査を脱衣検査と考えた。他方、トーマス裁判官は、本件で問題となった検査と「脱衣検査」の間に一線を引き、脱衣検査にはより厳しい審査基準が適用されるべきであると主張して、学校検査文脈と完全に分離した判例法に基づいて判断している¹⁰⁵。

この問題に決着をつけるために適切な指導を示すという最高裁の意図にもかかわらず、不明確に終わったため、今後、さらなる訴訟の提起が予想される¹⁰⁶。

おわりに

脱衣検査を全面的に禁止しているのは少数の州である。いくつかの州は学校検査一般を取り締まる基準を有するが、そのうちほとんどの州は脱衣検査に特別な限界を採用することができなかった。その他の州は、取り締まり基準の展

開を教育委員会や地方の学校にまかせているが、そのうち過半数はまったく何の政策も有していない¹⁰⁷。

脱衣検査は個人のプライバシー権の極端な侵害であり、最も重大な場合以外は控えなければならない。Redding 判決は、学校における生徒の修正4条に基づく権利の範囲を明確に広げたことによって、生徒のプライバシー権の利益を広げたとされている¹⁰⁸。しかしながら、連邦最高裁は Redding 事件において、学校職員による生徒の脱衣検査すべてを否定したわけではないことに注意する必要がある。Redding の鞆と上着の捜査を正当化する容疑は認めたと、容疑の内容は脱衣検査をするほどではなく（イブプロフェンは危険物とまでは言えない）、また、身体に隠していると疑う根拠もないために否定したのである¹⁰⁹。つまり、脱衣検査が憲法違反とはならない場合があることを認めている。今後の判例によって、その基準をもっと明確化していく必要があるだろう。

Redding 判決以降の生徒の検査に関する判例・学説の動向については、別稿で取り上げることとする。

注

- 1 469 U.S. 325 (1985).
- 2 557 U.S. 364 (2009).
- 3 504 F.3d 828 (2007).
- 4 531 F.3d 1071 (2008).
- 5 *Id.*, 1081-1087.
- 6 *T.L.O.*, 469 U.S., at 341.
- 7 *Id.*, at 342.
- 8 531 F.3d, at 1088-1089.
- 9 *T.L.O.*, 469 U.S., at 340.
- 10 *Id.*, at 342.
- 11 *Redding*, 557 U.S., at 370-371.
- 12 App. to Pet. for Cert. 128a
- 13 *Redding*, 557 U.S., at 371-374.
- 14 *Id.*, at 374.
- 15 *T.L.O.*, 469 U.S., at 341.
- 16 *Redding*, 557 U.S., at 374-375. (*T.L.O.*, 469 U.S., at 342)
- 17 *Id.*, at 375-376.
- 18 *Id.*, at 377.
- 19 *Pearson v. Callahan*, 555 U.S. 223 (2009)
- 20 *Wilson v. Layne*, 526 U.S. 603 (1999).
- 21 *T.L.O.*, 469 U.S., at 342.
- 22 *Redding*, 557 U.S., at 377-378.
- 23 第6巡回区控訴裁判所は、薬物を身体に隠しているという疑いもなしに行った脱衣検査を合憲であるとした。 *Williams v. Ellington*, 936 F.2d 881 (1991).
- 24 *Jenkins v. Talladega City Bd. of Ed.*, 115 F.3d 821, 828 (C.A. 11 1997).
- 25 *Redding*, 557 U.S., at 378.
- 26 *Id.*, at 379 (*citing*, *Monell v. New York City Dept. of Social Servs.*, 436 U.S. 658, 694(1978)).
- 27 *T.L.O.*, 569 U.S., at 342.
- 28 *Redding*, 557 U.S., at 379-380.
- 29 *e.g.*, *Pearson v. Callahan*, 555 U.S., 223, 245 (2009) (いわゆる「一度消された同意」論の設立されない合憲) ; *Wilson v. Layne*, 526 U.S. 603, 618 (1999) (メディアが観察するために家に入ることを許す法執行の行為)「憲法の将来の道を予言する」のを職員にとっておくためだけに考察する。 at 617 (*quoting* *Procnunier v. Navarette*, 434 U.S. 555 (1978)).
- 30 *Redding*, 557 U.S., at 380-381.
- 31 *Id.*, at 381-382.
- 32 *T.L.O.*, 569 U.S., at 337.
- 33 *Id.*, at 333-337.
- 34 *Id.*, at 339.
- 35 *Redding*, 557 U.S., at 398 (*quoting*, *Morse* 551 U.S., at 413-414)).
- 36 *Id.*, at 399 (*quoting*, *T.L.O.*, 469 U.S., at 337; *Griffin v. 2d Wisconsin*, 483 U.S. 868, 876 (1987)).
- 37 *Id.*, at 400 (*quoting* *Georgia v. Randolph*, 547 U.S. 103 (2006)).
- 38 11歳の子どもが学校にプラスチックナイフを持ってきたことにより、逮捕され、手錠をかけられ、拘留所に入れられた。Downey, Zero Tolerance Doesn't Always Add Up, *Atlanta Journal-Constitution*, Apr., 2009, p. A11. 14歳の小学生がプラスチックバックに清涼飲料水と砂糖を混ぜた後、薬物行動に似ているとして停学処分にしたとき、少なくとも学校区職員が激怒した。Shot of Discipline, *Pittsburgh Post-Gazette*, May 18, 2006, pp. B1, B2. など。
- 39 *Redding*, 557 U.S., at 401-402.
- 40 *Morse*, 551 U.S. at 414.
- 41 Martin R. Gardner, *Article: Strip Search Students: The Supreme Court's Latest Failure to Articulate a*

- “Sufficiently Clear” Statement of Fourth Amendment Law, 80 MISS. L.J. 955 (2011); Lewis R. Katz & Carl J. Mazzone, *Safford Unified School District No. 1 v. Redding, and the Future of School Strip*, 60 CASE W. RES. L. REV. 363 (2010)等参照.
- 42 Katz & Mazzone, *supra* note 41, at 382-385.
- 43 *Redding*, 557 U.S., at 371 (citing *T.L.O.*, 469 U.S. 325, 342, 345 (1985)).
- 44 *Id.*, at 371 (quoting *T.L.O.*, 469 U.S. at 342).
- 45 大島佳代子「Safford Unified Sch. Dis. #1 v. Redding, 557 U.S. ___, 129 S.Ct. 2633 (2009) — 13歳の女子生徒に対しなされた脱衣検査は、問題となっている薬に危険性があるとも、それを当該生徒が下着の中に隠し持っているとも疑うに足る理由がないのになされたものであるから、第4修正に違反する」アメリカ法2010-2、232-236頁。この判例に関する論文として、他にも、大野正博「学校における持ち物検査の合憲性 — Safford Unified Sch.Dis.#1 v. Redding, 557 U.S. ___, 129 S. Ct. 2633 (2009)」朝日法学論集42号69頁 (2012) などがある。
- 46 See, e.g., *Brannum v. Overton Cnty. Sch. Bd.*, 516 F.3d 489, 491 (6th Ci. 2008); *Bell v. Marseilles Elementary Sch.*, 160 F. Supp. 2d 883, 887 (N.D. Ill. 2001); *State v. Tywayne H.*, 933 P.2d 251 (N.M. Ct. App. 1997).
- 47 Sean Cooke, *Comment: Reasonabel Suspicion, Unreasonable Search: Defining Fourth Amendment Protections against Searches of Students’ Personal Electronic Devices by Public School Officials*, 40 CAP.U.L. REV. 293, 302- (2012).
- 48 *Redding*, 557 U.S., at 371.
- 49 *Id.*, at 375-376.
- 50 *T.L.O.* 「実際になされた検査は、着手時に侵害を正当化する環境の範囲に合理的に関係しなければならない。」 (at 341)
- 51 Cooke, *supra* note 47, at 305-306.
- 52 「適切な機会 (moderate chance)」は、連邦最高裁が「合理的な嫌疑」にもたらすよりも、おそらくもっと本質的なガイダンス (substantive guidance) である。Lewis R.Katz, *supra* note 41, at 384 (2010) .
- 53 *Redding*, 557 U.S., at 377-378.
- 54 「相当の理由 (probable cause)」は、犯罪行為の証拠を見つける「公平な蓋然性 (fair probability)」または「実質的な機会 (substantial chance)」を求め、他方、「合理的な嫌疑 (reasonable suspicion)」は「非行の証拠を見つける適切な機会」のみを求める (*Id.*)。Katz, *supra* note 41, at 383
- 55 *Redding*, 557 U.S., at 376 (*T.L.O.*, 469 U.S., at 341).
- 56 *Id.*, at 376-77. Katz & Mazzone, *supra* note 41, at 386-387.
- 57 *T.L.O.*, 469 U.S., at 341.
- 58 *Redding*, 557 U.S., at 377.
- 59 *T.L.O.*, 469 U.S., at 382 n.25 (Steven J.).
- 60 *Redding*, 557 U.S., at 377-378 (citing, *T.L.O.*, 469 U.S., at 341-342).
- 61 Gardner, *supra* note 41, at 965.
- 62 *Id.*, at 966.
- 63 *Redding*, 557 U.S., at 375.
- 64 Gardner, *supra* note 41, at 966-67.
- 65 *Redding*, 557 U.S., at 385-89, 391-93 (Thomas J. 一部同意一部反対意見)
- 66 Gardner, *supra* note 41, at 967 (Martin R. Gardner, *PARENTS, CHILDREN, AND THE COURTS: ARTICLE: Student Privacy in the Wake of T.L.O.: An Appeal for an Individualized Suspicion Requirement for Valid Searches and Seizures in the Schools*, 22 GA.L.REV. 897, 922-23 (1988)).
- 67 *Id.*, at 967-68.
- 68 *Id.*, at 968-69.
- 69 *Id.*, n49.
- 70 *Id.*, at 969.
- 71 *Id.*, at 969-70.
- 72 *Veronia Sch. Dist. 47J v. Acton*, 515 U.S. 646, 661 (1995); *Bd. of Educ. v. Earls*, 536 U.S. 822, 834 (2002); *Morse v. Frederick*, 551 U.S. 393, 410 (2007). 両判決および *T.L.O.* 判決について、例えば、拙稿「公立学校における薬物検査の合憲性 — アメリカ合衆国判例を契機として —」学術研究年報第57巻 (2006) 19頁など参照。
- 73 *Acton*, 515 U.S., at 661.
- 74 *Redding*, 557 U.S., at 377.
- 75 *Id.*, at 373 n.1
- 76 Gardner, *supra* note 41, at 972-75.
- 77 *Redding*, 557 U.S., at 377.

- 78 Teague v. Tex. Indep. Sch. Dist., 386 G. Supp. 2d 893, 896-97 (S.D. Tex. 2005).
アメリカ合衆国の州法では、一般に、児童虐待の通報を教師を含む特定の職業の人たちに義務付け、疑いながら通報しなかった場合には、罰則規定まで存する。岩井宣子『児童虐待防止法』（尚学社、2002）、拙稿「児童虐待に関する合衆国憲法判例——DeShaney 事件を中心として——」阪大法学45巻1号（1995年）135頁、「児童虐待に関する憲法学的試論」阪大法学第53巻3・4号（2003年）421頁等参照。
- 79 Gardner, *supra note* 41, at 975-77.
- 80 *Id.*, at 1019.
- 81 Illinois v. Lafayette, 462 U.S. 640, 647 (1983). 他にも Atwater v. City of Lago Vista, 532 U.S. 318, 350 (2001); Colorado v. Bertine, 479 U.S. 640, 647 (1983).
- 82 *Acton*, 515 U.S., at 663.
- 83 Bd. of Educ. v. Earls, 536 U.S. 822, 837 (2002) 「修正4条の下の合理性は、最も侵害的でない手段をとるのを求めない」
- 84 *See, e.g.* Bell v. Marseilles Elementary Sch., 160 F. Supp. 2d 883, 889 n.6 (N.D. Ill. 2011); Konop v. Nw. Sch. Dist., 26 F. Supp. 2d 1189, 1203 (D.S.D. 1998); Jenkins v. Talladega City Bd. of Educ., 115 F.3d 821, 833 (11th Cir. 1997) (Kravitch, J., dissenting).
- 85 Gardner, *supra note* 41, at 980-81.
- 86 *T.L.O.*, 469 U.S. at 342 n.8 (80 Miss. L.J. 955. n86).
- 87 Gardner, *supra note* 41, at 983 n100 (*See, e.g.*, Beard v. Whitmore Lake Sch. Dist., 402 F.3d 598, 605-06 (6th Cir. 2005); Thomas *ex rel. Thomas v. Roberts*, 261 F.3d 1160, 1177 (11th Cir. 2001); H.Y. *ex rel. K.Y. v. Russell Cnty. Bd. of Educ.*, 490 F. Supp. 2d 1174, 1184-85 (M.D. Ala. 2007); Carlson *ex rel. Stuczynski v. Bremen High Sch. Dist.* 228, 423 F. Supp. 2d 823, 826-27 (N.D. Ill. 2006); Rudolph *ex rel. Williams v. Lowndes Cnty. Bd. of Educ.*, 242 F. Supp. 2d 1107, 1115-16, (M.D. Ala. 2003); Bell v. Marseilles Elementary Sch., 160 F. Supp. 2d 883, 887-88 (N.D. Ill. 2001); Konop *ex rel. Konop v. Nw. Sch. Dist.*, 26 F. Supp. 2d 1189, 1206-07 (D.S.D. 1998); Kennedy v. Dexter Consol. Schs., 10 P.3d 115, 120-22 (N.M. 2000).
- 88 *Redding*, 557 U.S., at 377.
- 89 Gardner, *supra note* 41, at 983-84.
- 90 *Id.*, at 982-83.
- 91 *T.L.O.*, 469 U.S., at 342.
- 92 *Redding*, 557 U.S., at 375-377.
- 93 Gardner, *supra note* 41, at 984-86.
- 94 Katz & Mazzone, *supra note* 41, at 388-92.
- 95 Gardner, *supra note* 41, at 986-87.
- 96 *Redding*, 557 U.S., at 377.
- 97 *See, e.g.* Thomas *ex rel. Thomas v. Roberts*, 323 F.3d 950 (11th Cir. 2003).
- 98 *Redding*, 557 U.S., at 388-391.
- 99 *Id.*, at 391-396.
- 100 *Redding*, 557 U.S., at 378 (majority opinion).
- 101 *Id.*, at 376-77 (noting that the pills were common painkillers “equivalent to two Advil, or one Aleve”).
- 102 Shade v. City of Farmington, Minn., 309 F.3d 1054, 1061 (8th Cir. 2002).
- 103 Patman v. State, 537 S.E. 2d 118, 119, 120 (Ga. Ct. App. 2000). *See, e.g.*, Wilson v. Cahokia Sch. Dist. No. 187, 470 F. Supp. 2d 897, 910 (S.D. Ill. 2007). Emily Gold Waldman, *Students’ Fourth Amendment Rights In Schools: Strip Searches, Drug Tests, And More*, 2011 TOURO L. REV. 1131, at 1143-44 (2011).
- 104 *Redding*, 557 U.S., at 374.
- 105 「…違いはわずかかもしれないが、法律は区別した。」*Id.*, at 389 n.2.
- 106 Gardner, *supra note* 41, at 1016.
- 107 Katz & Mazzone, *supra note* 41, at 364 n5~n8.
- 108 Joseph Shayeb, *Constitutiona Law – Searches and Seizures by School Officials – Fourth Amendment Guarantees Students th Right to be Free from Unreasonable Searches at School*, 79 Miss. L.J. 203, 218 (2009).
- 109 Katz & Mazzone, *supra note* 41, at 391-93.

謝 辞

本稿は、2014年度同志社女子大学研究助成金（国内研究助成）を用いた研究の一環として執筆されたものである。